

事後審査型条件付き一般競争入札共通事項
電子入札用

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

足利市建設工事の入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次の各号の要件をすべて満たしていること。

- (1) 1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく足利市の入札参加制限を受けていないこと。
- (4) 足利市競争入札参加者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は足利市暴力団排除条例（平成24年足利市条例第22号）第6条に規定する密接関係者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（ただし、会社更生法に基づく更生計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 本店とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可において、主たる営業所（建設業を営む営業所を統轄し、指導監督する権限を有する一か所の営業所）に限るものであり、支店又は営業所とは、同条に基づく許可において、その他の営業所に限るものである。

2 競争入札参加手続等

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするための審査の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

ア 入札参加申請書類

- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）
- ・配付は、ホームページからのダウンロードとする。

足利市ホームページ <http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/>

イ 入札参加申請書の提出方法

- ・入札参加申請書は、足利市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能により添付して提出すること。
- ・入札参加申請書は、持参、郵送、ファクシミリ等によるものは受け付けない。ただし、特別な理由により電子入札システムによる参加ができない場合には、紙入札による参加の承諾を受けた後、持参により提出すること。

- (2) 受付期限までに入札参加申請書を提出し受理された者は、原則として、当該入札に参加できるものとする。

3 設計図書

足利市ホームページからのダウンロードを原則とする。

4 現場説明会

行わない。

5 入札方法

- (1) 入札は、足利市電子入札実施要領に基づく電子入札によるものとし、持参、郵送、ファクシミリ等に

よるものは認めない。ただし、紙入札者は持参により提出すること。

- (2) 指定された提出期限までに、入札書を提出すること。
- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び足利市契約規則等を遵守するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書等は、撤回又は差し替えをすることはできない。
- (6) 入札回数は 1 回とする。ただし、予定価格を落札決定後に公表するものについては 3 回までとする。その場合、3 回目の入札で落札候補者がいない場合は不調とする。
- (7) 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格での入札があった場合において、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とすることがある。

6 入札の辞退

入札参加申請者は、入札を辞退することができるものとする。

- (1) 入札を辞退する場合には、到着期限までに辞退の届を電子入札システムにより提出するものとする。ただし、やむを得ないと認められるときは契約管財課に持参又は郵送により提出するものとする。
- (2) 郵送による場合は、封筒には次の事項を記載するものとする。

ア 表面に記載する事項

- ・ 郵送方法（「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」のいずれかによる。）
- ・ 辞退届在中
- ・ 開札年月日
- ・ 工事（委託）名

イ 裏面に記載する事項

- ・ 差出人の住所、商号又は名称、代表者の氏名、電話番号及び F A X 番号

- (3) 辞退の届には、次の事項を記載するものとする。

- ・ 工事（委託）名
- ・ 開札日

7 再度入札

- (1) 初度の開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、2 度を限度に再度又は再々度の入札を行うものとする。ただし、直前の入札の最低入札価格以上又は最高入札価格以下の入札をしたものは失格とし、次の入札には参加できないものとする。
- (2) 再度又は再々度入札を行う場合は、直ちに直前の最低又は最高入札価格、入札書の提出期間、開札日を指定し、入札参加者に通知するものとする。

8 開札の立会い

入札参加者は開札に立ち会うことができるものとする。

9 積算内訳書

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。積算内訳書は、市ホームページからのダウンロードとする。
- (2) 積算内訳書は、電子入札システムにより入札書を提出する際に添付して提出すること。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者の積算内訳書が、設計書等の項目と同項目で作成されていない場合は失格とする。

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

契約保証金は、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の契約保証金は請負代金額の10分の3以上とし、建設工事請負契約書第57条第2項の規定に基づく違約金についても請負代金額の10分の3以上とする。

12 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は次により、入札参加資格確認の審査を受けなければならない。

ア 確認申請書類

- (ア) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書
- (イ) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認書類

イ 確認申請書類の配付等

(ア)の配付は、ホームページからのダウンロードを原則とする。

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書及び事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認書類（以下「確認申請書等」という。）の提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（「足利市の休日」を定める条例（平成元年足利市条例第4号）」に規定する休日を除く。以下同じ。）とする。

イ 提出場所：足利市 行政経営部 契約管財課（本庁舎6階）

ウ 提出方法：持参、電子メール又はファクシミリとし、郵送によるものは受付しない。

(3) 入札参加資格の審査に基づく落札の可否については、確認申請書等の提出期限日の翌日から起算して2日以内に通知する。

(4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。

(5) 落札候補者が提出期限内に（1）に定める確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

13 請負契約書作成

要する。この場合において、電子契約により契約を締結する場合にあっては、足利市が指定する電子契約サービスを利用するものとする。

14 中間前金払と部分払の選択

- (1) 前金払の対象工事については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。なお、中間前金払と部分払の選択については、契約締結時に届け出るものとし、その後においては変更することができない。
- (2) 債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が、130万円を超えることにより、契約締結に当たり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

15 中間前金払の請求

- (1) 請負代金額の10分の4以内の前払金に加え、工事の中間段階に更に請負代金の10分の2以内を前払金として支払う中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 契約締結に当たり、部分払を選択した場合には、中間前金払を請求することはできない。

16 部分払の請求

契約締結に当たり、中間前金払を選択した場合には、部分払（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、原則として各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。

17 契約条項を示す場所

契約書及び入札を定めている足利市契約規則等については、次の場所において閲覧できる。

場所：足利市役所 行政経営部 契約管財課（本庁舎6階）

18 入札の無効

- (1) 足利市契約規則第10条で定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 電子認証の不正使用による入札
 - ② 開札時に有効期限が切れているICカードを使用して入札書を提出した入札
 - ③ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
 - ④ 一つの入札に2つ以上の積算内訳書を添付した入札
 - ⑤ 積算内訳書の提出が義務付けられている入札について、積算内訳書が添付されていない入札
 - ⑥ 積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違する入札
 - ⑦ 入札書に記載された工事（委託）名と積算内訳書の工事（委託）名が相違する入札
 - ⑧ 到着期限内に到着しなかった入札
 - ⑨ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 入札参加申請書を提出した者であっても、指名停止措置を受ける等、開札日時時点で入札に参加できる者の条件のいずれかを満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

19 同価入札

最低価格入札者が2者以上になった場合には、落札候補者の決定を保留した上で、電子くじにより落札候

補者を決定するものとする。

20 配置技術者（監理技術者等を配置する場合）

- (1) 監理技術者とは、建設業法第 27 条の 18 に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去 5 年以内に受講した者とする。
- (2) 本工事に配置する監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。
なお、恒常的な雇用関係とは、入札参加申請書提出日現在で 3 か月以上雇用していることをいう。（以下現場代理人においても同様とする。）
- (3) 確認申請書等に記載した技術者等は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。
- (4) 1 件の請負金額が 4,000 万円未満（建築一式工事については、8,000 万円未満）の工事では、技術者等の専任配置は必要としないが、本工事に配置する技術者等は、他工事に専任となっていないこと。

21 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の適正な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に専任で常駐しなければならない。
ただし、別に定める場合においては、工事現場に専任で常駐することを緩和できるものとする。
- (2) 本市では、現場代理人についても、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。

22 市議会の議決に付すべき契約

予定価格が 1 億 5,000 万円（消費税等を含む。）以上の工事の工事請負契約については、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定による足利市議会の議決を要するため、落札者は、落札決定後速やかに仮契約を締結するものとし、足利市議会の議決を経た上で契約を確定する。

なお、市議会の議決までの間に、競争に参加できるものの条件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しないことがある。契約を締結しない取扱いをした場合については、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

23 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、入札を保留することがある。
- (2) 近接工事における施工中とは、落札決定日から完成通知書提出日までの期間をいう。
- (3) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
 - ・ 下請施工を必要とする場合は、可能な限り足利市内の業者へ発注するよう努めること。
 - ・ 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り足利市内の業者へ発注するよう努めること。